

社会的要請型総合評価一般競争入札「評価申告書(共通様式)」における「区外工事における下請活用実績(様式3-4-3)」に係る補足説明資料

「評価申告書(共通様式)」のうち「区外工事における下請活用実績(様式3-4-3)」について、以下のとおり補足いたします。

評価申告書作成のご参考としてください。

1 本店その他支店・営業所の実績も評価対象とします。

2 以下の者が発注した工事を評価対象とします。

- ・国・都道府県・区市町村(江戸川区を除く)

- ・独立行政法人、公共法人、公益法人等

(国交省管轄のNEXCO、UR都市機構等や下水道事業団、国立大学法人、住宅供給公社、土地開発公社等)

(評価の対象となる例)

例1) A区(江戸川区ではない)発注工事の場合、A区に住所のある事業所を下請業者として活用した場合に評価する。
(江戸川区に住所のある事業所を下請業者として活用した場合を評価するわけではない。)

例2) 独立行政法人が発注するB区内に施工場所がある工事について、B区に住所のある事業所を下請業者として活用した場合に評価する。(江戸川区に住所のある事業所を下請業者として活用した場合を評価するわけではない。)

社会的要請型総合評価一般競争入札「評価申告書(共通様式)」における 「区外工事における下請活用実績(様式3-4-3)」に係る補足説明資料

(参考)コリンズ・テクリス登録システム利用規約(抜粋)

十 「公共機関等」とは、次に掲げる機関又は法人をいいます。

イ 国の機関（立法機関、行政機関及び司法機関）

ロ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体

ハ 次に掲げる者のうち、公共公益施設の整備に関する事業を行うもの

(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(3) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等

(4) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人

(5) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人

(6) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第4条第2項に規定する指定会社

(7) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）第3条第3項に規定する指定会社

社会的要請型総合評価一般競争入札「評価申告書(共通様式)」における「区外工事における下請活用実績(様式3-4-3)」に係る補足説明資料

(参考)令和8年度学校改築入札制度説明会(令和8年4月16日開催)(抜粋)

主な変更点

⑤ 社会的要請評価項目の見直し

ア 区外工事における下請活用実績(新設)

国・都道府県・区市町村(江戸川区を除く)が発注する公共工事において、施工場所がある区市町村(江戸川区を除く)に所在する事業者を下請として活用した実績を評価する。

【参考：過去工事の区内下請率との対象工事の比較】

発注者 施工場所	国	都	江戸川区	その他
江戸川区	○	○	○	※1
その他	■	■	※2	■

○：過去工事の区内下請率の対象工事

■：区外工事における下請活用実績の対象工事

※1：対象となる工事を想定していない。

※2：江戸川区発注工事は区内業者を活用するように求めている。